



令和2年度診療報酬改定のポイント ～小児科外来診療料編～

令和 2年 3月29日

診療報酬サポートチームMSG

有限会社メディカルサポートシステムズ
公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
神奈川県支部副支部長
認定医業経営コンサルタント第5590号

細 谷 邦 夫

小児科外来診療料の基本のき



◆ 小児科外来診療料(1日につき)(点数変更はありませんが対象年齢変更)

▶ 1、処方箋を交付する場合

▶ イ、初診時 599点 ▶ ロ、再診時 406点

▶ 2、1以外の場合

▶ イ、初診時 716点 ▶ ロ、再診時 524点

◆ 小児科外来診療料算定の原則

▶ 保険医療機関単位で算定

▶ 複数標榜科目があっても3歳未満(4月からは6歳未満)の患者は全て小児科外来診療料で算定する

▶ 下記を除き包括算定(まるめ)なので以下を除き算定出来ない点数がある

▶ 小児抗菌薬適正使用支援加算、初診料・再診料の時間外加算・深夜加算・休日加算・小児特例時間外加算、機能強化加算(外来診療料(略))、地域連携小児夜間・休日診療料、院内トリアージ実施料、夜間休日救急搬送医学管理料、診療情報提供料(Ⅱ)、診療情報提供料(Ⅲ)、往診料(注1から注3までに規定する加算を含む)を除き、診療に係る費用は当指導料に含まれる

小児科外来診療料の見直し1



- ◆ 対象年齢の拡大
 - ▶ 3歳未満 ⇒ 6歳未満

- ◆ 小児科外来診療料で算定すべきか、出来高で算定すべきか
 - ▶ 一概にどちらが良いとはお答え出来ません
 - ▶ 様々な外的要因がありますのでシミュレーションしなければ答えは出ません
 - ▶ 先生の診療方針(検査が多いかどうか)
 - ▶ 小児科単科なのか複数標榜科があるのかどうか
 - ▶ 患者像はどうか
 - ▶ シミュレーションは年単位で行うことをお勧めします
 - ▶ 取りあえず届け出て様子を見ることは可能か？
 - ▶ 施設基準「辞退届」を厚生局に提出すれば大丈夫です
 - ▶ 厚生局により対応に違いがある場合がありますので、辞退の効力開始日は確認してください

小児科外来診療料の見直し2



- ◆ 届出基準の見直し(要届出に変わります)
 - ▶ ☆既に算定している医療機関でも改めて届出が必要です☆
 - ▶ 施設基準に係る届出は、別添2の2を用いること
 - ▶ 届出様式は弊社ホームページで公開しております
 - ▶ 平成28年4月以降は届出不要でしたが、令和2年4月以降は届出をしないと小児科外来診療料の算定は出来ません
 - ▶ 例え3月末までに算定実績があっても届出をしない限り算定は出来ません
 - ▶ 返戻若しくは査定対象です
 - ▶ 3歳未満のみ小児科外来診療料、3歳以上6歳未満を出来高という算定も出来ません
 - ▶ 小児抗菌薬適正使用支援加算について
 - ▶ 小児抗菌薬適正使用支援加算は小児科外来診療料(初診時)の加算です
 - ▶ 4月以降は6歳未満であれば要件を満たせば算定できます
 - ▶ 3歳未満の加算なのは3月末までです
 - ▶ 4月からは月1回しか算定できません

小児科外来診療料の見直し2



- ◆ 算定要件の見直し(初診時・再診時共通です)
 - ▶ 3月まで:(6)常態として院外処方箋を交付する医療機関において、患者の症状又は病態が安定していること等のため同一月内において投薬を行わなかった場合は、当該月は「2」の所定点数を算定できる。
↓
 - ▶ 4月から:(6)当該医療機関において院内処方を行わない場合は、「1、処方箋を交付する場合」で算定する

ご清聴ありがとうございました

本日の資料はMSSホームページ及び
Youtubeリンクからダウンロードできます

<http://www.medsus.jp/index.shtml>

このスライドは3月29日時点の内容です
今後のQ&A等を必ずご確認ください



診療報酬研究会著の診療報酬マニュアルが
じほう社より刊行予定です。

『患者さんと共有できる外来点数マニュアル
2020年度版』